

大泉町立保育園の民間移管に係る三者協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大泉町立南保育園及び大泉町立西保育園の民間移管に伴う諸事項に関し、保育環境を維持確保していくため、保護者、移管先法人及び大泉町の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 三者協議会の構成は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 民間移管対象保育園の入所児童の保護者の代表者
- (2) 移管先法人の代表者
- (3) 大泉町教育委員会こども課職員の代表者
- (4) 三者協議会において必要と認めた者

(協議事項)

第3条 三者協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 引継ぎに関する事項
- (2) その他、移管後の保育園の運営に関し必要な事項

(会議)

第4条 三者協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は2箇月に1回程度とし、臨時会は必要に応じて開催するものとする。

(設置期間)

第5条 三者協議会の設置は、令和7年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 三者協議会の庶務は、大泉町教育委員会こども課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、大泉町教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。